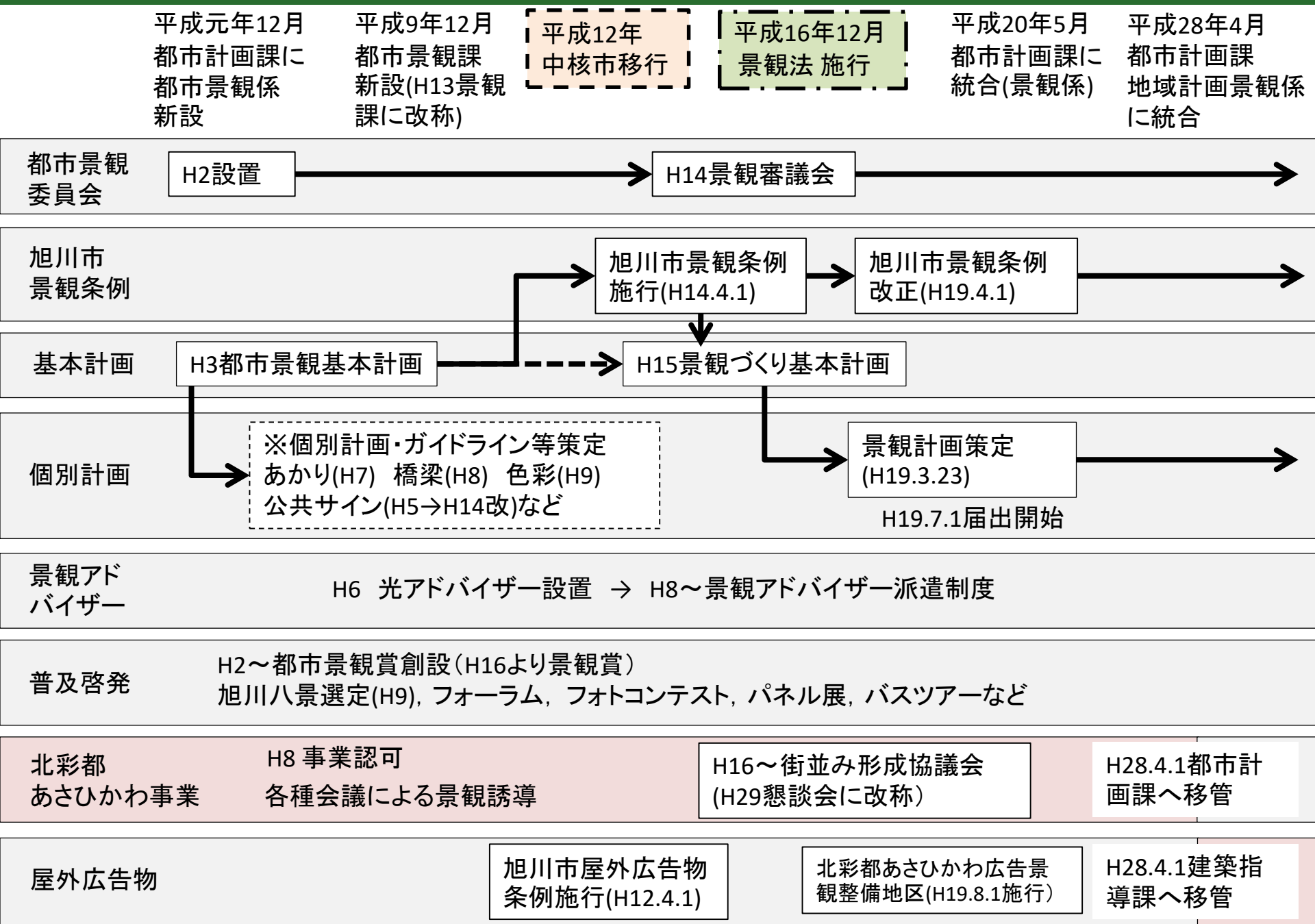


旭川市の景観行政について



旭川市地域振興部都市計画課
令和元年10月16日

景観行政の経過



旭川市景観条例の制定

平成11～12年度

旭川市都市景観委員会による条例制定に向けた検討

都市景観条例のあり方(平成13年3月 旭川市都市景観委員会報告書)

・基本的な方向性・目標・条例の位置づけ・盛り込む項目などを整理

・条例の制定に向けて、市民の景観への関心を高める
・市民参加推進条例との連携(同時期の制定を予定)

平成13年度

アンケート調査

広報誌折り込み約14.7万戸に配布
「景観とは」「景観づくりとは」をPR

地域景観懇談会

河川により区切られる5地域において、
地域の景観について考えるワーク
ショップ

景観シンポジウム

懇談会開催結果、アンケート結果、
条例骨子説明と意見交換

都市景観条例検討委員会(都市景観委員会12名+市民委員4名)での検討を踏まえ条例案作成

平成14年第1回定例会 提案

平成14年 3月 旭川市景観条例 制定

前文

| | |
|--------------|--------------|
| 第1章 総則 | 第6章 景観重要建築物等 |
| 第2章 登録, 認定制度 | 第7章 表彰, 助成 |
| 第3章 景観協定 | 第8章 審議会 |
| 第4章 景観形成地区 | 第9章 雑則 |
| 第5章 大規模行為 | |

※地方自治法に基づく独自条例
(H14. 4. 1施行 第5章未施行)

【前文】

旭川市は、雄大な大雪山連峰を臨む北海道の中心に位置し、緑豊かな丘陵に囲まれ、石狩川をはじめとする大小様々な河川がまちを流れるなど、自然環境に恵まれており、ここに暮らす私たちは、自然が見せる四季折々の美しい表情に接してきた。

美しさの一方で厳しさを併せ持つ自然の中で、アイヌの人々や開拓に携わった人々等先人たちのたゆまぬ努力によってこのまちが築かれ、時の経過とともに、北国の風土に根ざした機能的な市街地の形成が図られ、豊かな自然や都市機能がそれぞれに、あるいは融合し、多様な景観が育まれてきた。

良好な景観は、そこに住む者の心をいやし、暮らしにゆとりと潤いをもたらすものであり、また、訪れる人々には好印象を与え、その心の中に実感を残す、まちの表情そのものであり、産業や文化、歴史の積重ねの中から築かれた貴重な財産である。

私たちが生きる社会は、常に変化しているものであり、個人の生活の多様化や意識の変化、社会生活全体の変化によっては、今ある良好な景観も失われてしまうおそれがあり、私たちは生来有している豊かな感性と技術により守り、育て、つくっていかなければならない。

ここに、私たちは、先人から受け継がれてきた良好な景観を守り、育て、新たな景観をつくり、これを将来の世代に引き継ぐ責務があることを認識し、個人としてのみならず、相互に連携して景観づくりを推進し、かけがえのない豊かな自然と人々の生活が調和した誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資するため、この条例を制定する。

景観法制定による旭川市景観条例の改定

旭川市景観条例

平成16年12月
景観法 施行

平成14年 3月 制定

※地方自治法に基づく独自条例

前文

第1章 総則

(基本理念, 責務, 基本計画など)

第2章 登録, 認定制度

第3章 景観協定

第4章 景観形成地区

第5章 大規模行為

第6章 景観重要建築物等

第7章 表彰, 助成

第8章 審議会

第9章 雑則

変更なし 市独自制度

H15 景観づくり基本計画策定
H16 活動の登録, 認定開始

法の制度に変更

第3章 協定認定無し
第4章 地区指定無し
第5章 未施行
第6章 指定無し

変更なし 市独自制度

H14 旭川市景観審議会設置
H16 第6回景観賞実施

平成19年 3月 改正

※独自条例+景観法施行条例

前文

第1章 総則

第2章 登録, 認定制度

第3章 景観計画

第4章 景観計画区域内における
行為の制限等

第5章 景観重要建造物及び
景観重要樹木

第6章 景観協定

第7章 表彰, 助成

第8章 審議会

第9章 雑則

旭川市景観づくり基本計画

平成15年12月策定

序 景観の定義と計画の位置づけ

1 旭川の景観の特徴

「自然」と「生活」に基づく特徴

2 目指す姿

「自然と調和したまち」「暮らしが見えるまち」
「景観づくりの意識の高いまち」

3 景観づくりの目標及び方針

「素顔を活かして表情豊かに成長するまちづくり」

・「まち並みづくり」の方針

・「活動づくり」の方針

4 施策の展開

・普及啓発(意識の高揚, 情報の提供)

・制度(景観条例の制度など)

・体制

5 具体的な展開例

・住宅地や道路, 眺望点などでの景観づくりを例示

旭川市景観計画

平成19年3月策定

景観計画の目的と区域

- ・基本計画に示された景観づくりを推進するため
- ・景観計画区域 市域全域
景観計画重点区域「北彩都あさひかわ地区」を指定

市域全体

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

方針

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

※大規模な建築物等に係る制限

重点区域

※地区の都市空間形成にあった制限

景観重要建造物又は景観重要樹木

屋外広告物

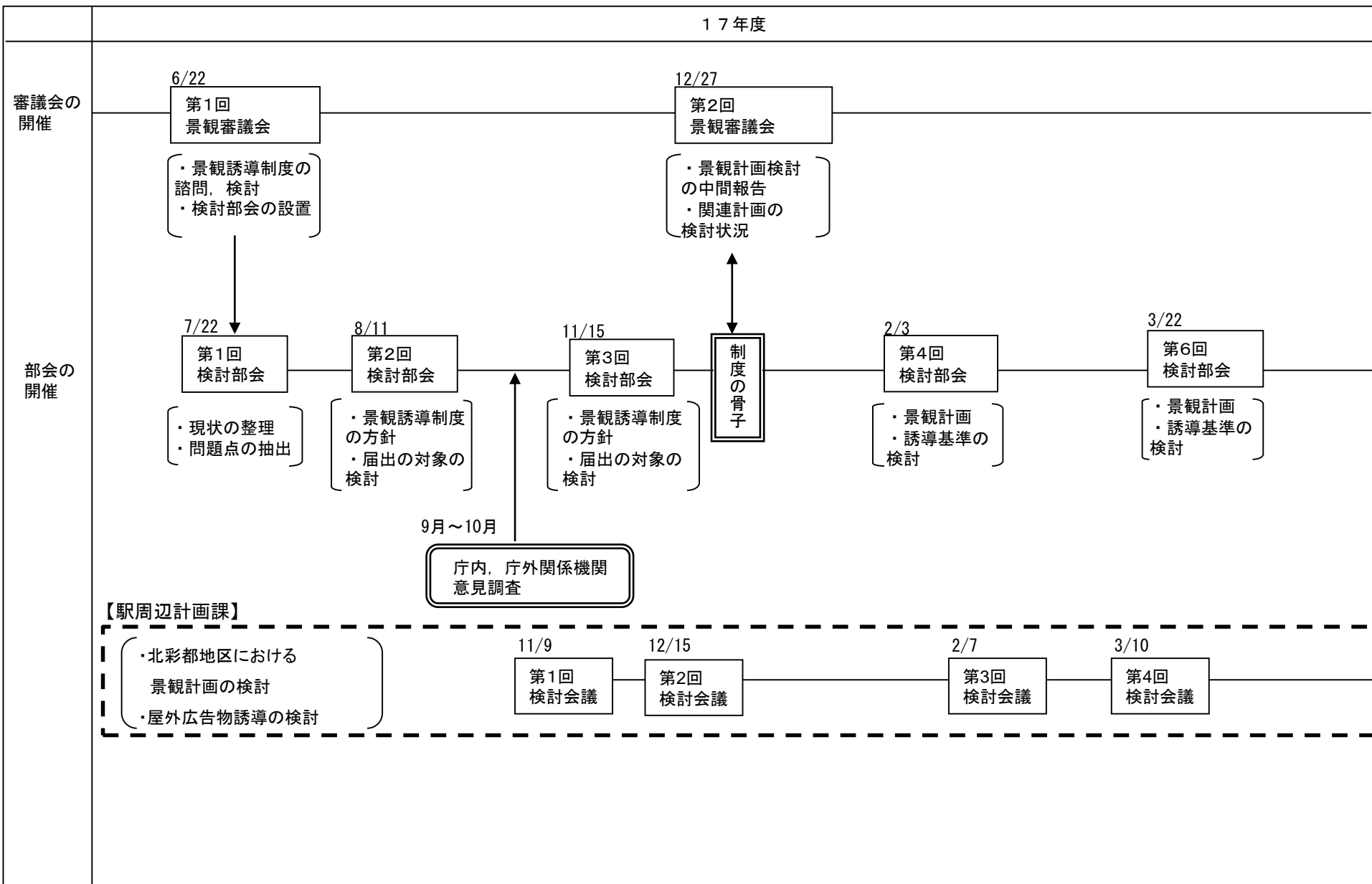
旭川市屋外広告物条例との連携

「北彩都あさひかわ広告景観整備地区」への適合

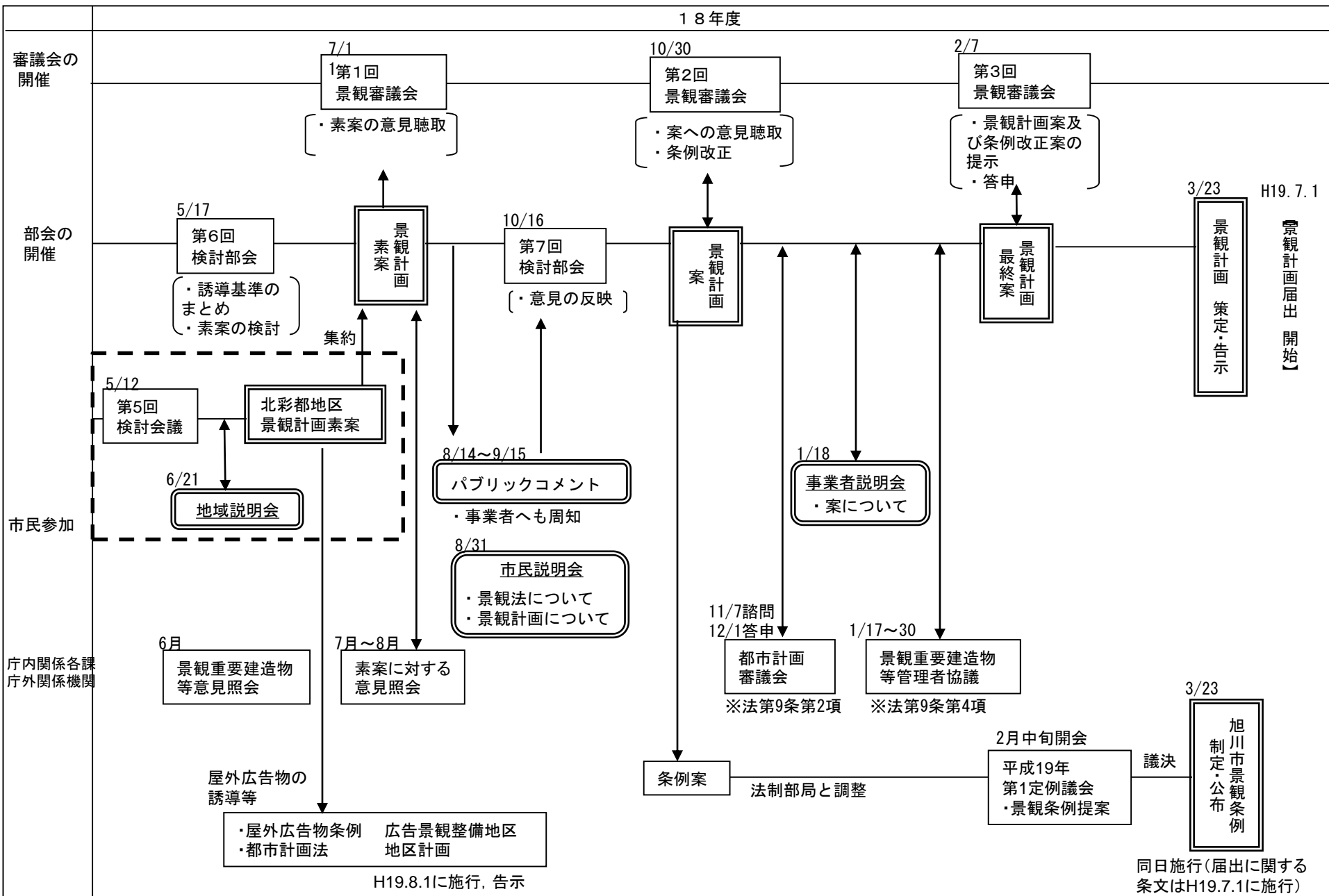
公共施設の整備

景観重要公共施設

景観計画の策定スケジュール



景観計画の策定スケジュール



○旭川市の景観の特徴

私たちの住む旭川は、大雪山連峰などの四季折々に表情を変える山並みや緑豊かな丘陵、石狩川をはじめとする大小様々な河川などの自然環境に恵まれたまちです。この自然と、人々の営みが積み重ねてきた歴史や文化などが組み合わせることで、旭川らしい景観をつくりだしています。

【自然】に基づく特徴

季節感

降雪、寒暖差、動植物などから感じる季節の変化は、北国旭川を印象づけます。



丘陵の斜面

市街地の背景に連なる丘陵の斜面の緑地は、まち並みを彩ります。

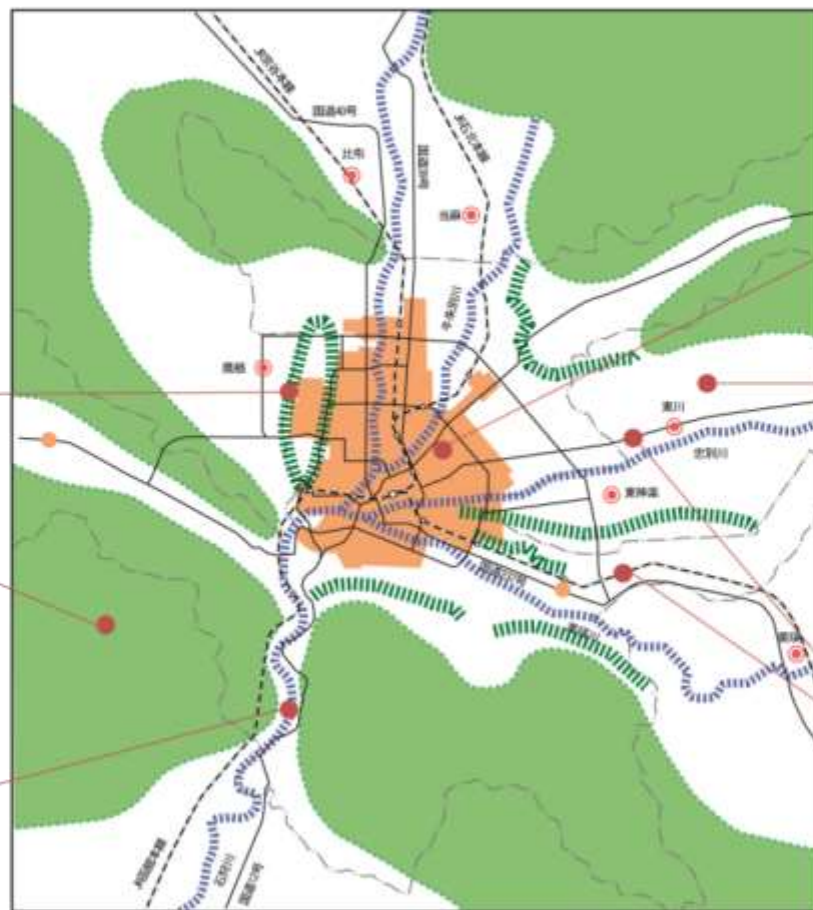
周辺の山並み

大雪山連峰、十勝岳連峰などの山並みは、丘陵や橋、堤防から見えるまち並みの背景となります。



河川

市街地を流れる多くの河川は、まちにまとまりや変化をもたらします。



| | | |
|----|----------------|------|
| 凡例 | 周辺の山並み | まち並み |
| | 丘陵の斜面 | 田園 |
| | 河川 | 市域 |
| | 道路や鉄道 (主要幹線道路) | 他町村 |
| | 道路や鉄道 (鉄道) | |

【生活】に基づく特徴

歴史

開拓や産業発展、都市整備の歴史の積み重ねは、旭川らしさを生み出します。

まち並み

地域の歴史や文化、産業を反映した、たまたまを見せるまち並みは、人々の生活を映し出します。



田園

平野に広がる水田、周辺丘陵地にある畑作地や果樹園は、豊かな農地を持つ旭川を印象づけます。



道路や鉄道

幹線道路や市街地の格子状の道路と市内で終結する鉄道は、移動することにより地域ごとの変化を見ることがができます。



活動

季節ごとのイベントや日常生活の様子などによる人々の活動は、景観をつくりだします。



○景観づくりの目指すまちの「姿」

旭川の景観の特徴を大切に、景観づくりの目指すまちの「姿」です。

暮らしがみえるまち
人々の生活の様子がまちの表情として
みえるまちを目指します。

自然と調和したまち
旭川の景観の素顔となる自然を
生かしたまちを目指します。

**景観づくりの
意識の高いまち**
人々が景観づくりに係っているという
意識を高め、自ら実践することで、誇りと
愛着を持つことができるまちを
目指します。

景観づくりの目標

素顔を活かして、表情豊かに成長するまちづくり

豊かな旭川の自然は、このまちの素顔であり、日々の暮らしの積み重ねである文化や歴史は、人々の景観づくりの意識を高め、成長させることで、さらに魅力的で豊かなものになっていきます。そして、景観づくりの意識が受け継がれて、時間とともに積み重なっていくことで、まちの景観そのものも成長していきます。

○景観づくりを進めるために

景観づくりは「まち並みづくり」と「活動づくり」をふたつの柱として進めていきます。

まち並みづくり
(場所に関する方針)

実際に目に見える「場所」、「もの」に対する方針

「地域としてのまとまりを持たせる」
「つながりを意識させる」
「旭川らしさを感じさせる」 など

⇒「旭川市景観計画」に基づき進められます。

活動づくり
(人々の活動に関する方針)

景観づくりに取り組む「人（の意識や行動）」に対する方針

「景観について関心を持つ」
「周辺の景観への調和を意識する」
「地域の景観づくりへ参加、協力する」 など

⇒市民、事業者、行政の意識的な活動と協働により進められます。

旭川市の景観計画では、市域全域を景観計画区域として設定し、旭川らしい景観づくりを進めるための方針等を示しています。また、景観の構成要素のうち特に重要な規模の大きな建築物等については、届出対象行為と行為の制限を定めています。さらに、北彩都あさひかわ地区を景観計画重点区域として指定し、その他の区域よりも届出対象行為を広げ、細かな方針や行為の制限を定めています。

市域全域（景観計画区域）の景観計画

○ まち並みづくりの基本的な考え方

(1) 広がりのある景観（景観ゾーン）

住宅地／商業地／工業地／田園緑地

住宅地や商業業務地など、ある程度の面的な広がりのある景観特性を持つ区域で、特に“まとまり”を強く意識させるもの

- ・ 地域としてのまとまりを感じさせる
- ・ 生活感を感じさせる
- ・ 山並みなどの自然や周囲の雰囲気と調和させる



景観ゾーンの例：
西神楽の丘陵田園地帯

(2) 連なりのある景観（景観ライン）

河川／丘陵斜面／道路／鉄道沿線

国道などの幹線道路や川、丘陵の縁辺など線的に連続する景観特性を持ち、特に“つらなり”を強く意識させるもの

- ・ 川や丘陵縁辺のつながりを活かす
- ・ まちの表情が感じられる道を目指す
- ・ 川や道路などを魅力あるものとする



景観ラインの例：
神楽岡通線のプラタナス並木

(3) 点的な景観（景観ポイント）

眺望点／交通拠点／ランドマークなど

場所の目印になる建築物やモニュメント、都市の入り口、見晴しの良い場所など点的な景観の特性を持ち、特にその場を強く意識させるもの

- ・ ポイントそのものが真南を引き立て、深い印象を与えるものとする
- ・ 緑や水など、旭川らしさが感じられる要素を取り入れる
- ・ 景観ポイントを引き立てる周辺の整備を行う



景観ポイントの例：
嵐山展望台（眺望点）

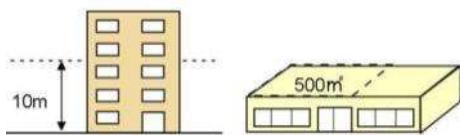
○ 大規模な行為を行う際の配慮事項

周辺の景観への影響が大きい大規模な建築物や工作物については、より一層周囲の景観への配慮が必要。

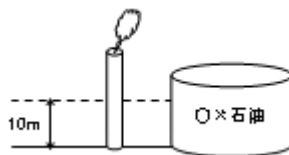
- ・ 周辺の丘陵や大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する
- ・ 河川，高架道路等からの眺望に配慮する
- ・ 季節の変化を考慮する
- ・ 周辺との調和に配慮する
- ・ 敷地内での統一感を持たせる
- ・ 色彩は，風土になじむ落ち着いた色彩を基調とする
- ・ 積極的に緑を取り入れる
- ・ 良好な夜間景観を創出する

■ 届出の対象となる行為 ■

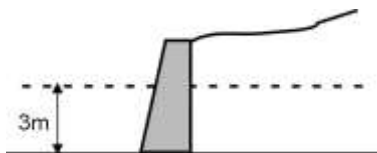
建築物 高さ10mを超える 又は
建築面積 500㎡を超える



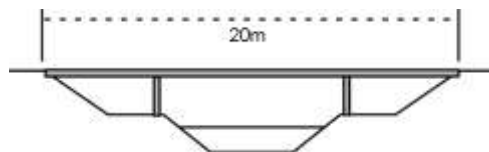
工作物① (工作物②, ③以外のもの)
高さ10mを超える



工作物②(擁壁等) 高さ3mを超える



工作物③(橋梁, 高架鉄道等) 長さ20mを超える



- ・ 上記の建築物の新築や工作物の新設又は移転
- ・ 増築，改築に係る部分が，上記の高さにあるもの，上記の建築面積や長さとなるもの
- ・ 上記の外観を変更することとなる修繕，模様替，又は色彩の変更で，建築物は一壁面の1/2を超える変更，工作物は外観の1/2を超える変更となるもの(ライトアップによる外観の変更も含む)

■行為の制限

□建築物

| 項目 | 制限 |
|-----|--|
| 眺望 | 主要な眺望点からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。 |
| 色彩 | 外壁の基調色には、高・中明度(概ね4～8程度)、中・低彩度(概ね6以下)を使用する。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。高彩度色を使用する場合は、小面積のアクセントとして使用する。 |
| 緑化 | 敷地内に樹木がある場合は、保存する。ただし、緑化をする場合はこの限りではない。敷地内は、周辺の景観と調和する樹種等で緑化する。 |
| あかり | ライトアップは、歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具(光源)とする。 |

※ 色彩の明度, 彩度については, マンセル表色系

※ 緑化は, 道路などから歩行者等が容易に見ることのできる場所で, 樹木, 芝生, ツタ, 花などの植物を地面や建築物の屋上, 壁面に植栽すること, 又は, 植栽したプランター等を設置すること

□工作物

| 項目 | 制限 |
|---------------|--|
| 眺望 | 主要な眺望点からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。 |
| 色彩 | 法令等で定められたもの以外は、基調色の彩度を抑える。 |
| 緑化 | 工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。 |
| あかり | ライトアップは、歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具(光源)とする。 |
| 擁壁追加事項 まとめ | 必要最小限の規模とし、周辺と調和する種類を選択する。表面は、素材の特性を活かしたものとし、描画等は行わない。 |

カラーガイド・旭川(平成9年) ※「行為の制限(色彩)」の検討材料

旭川の環境色・風土色を踏まえながら、良いまち並みづくりへの手引きとなる色の範囲と色彩決定の手順を示すことを目的



色彩計画の方向性

自然と調和する
風土色の活用

旭川らしさの
育成と強化

秩序感や
連続性による
色彩美の創出

色彩景観の啓発

色づかいの基本方針

- 風土と調和する潤いのある色づかい
- 都会の魅力や趣を感じさせる色づかい
- 地域の特性を活かす色づかい

色づかいの手引き

色彩景観のコンセプト

- 業務地
街路樹の緑や上質感のある自然素材と調和した格調高い色彩景観
- 住宅地
豊かな自然の緑や草花が生活を彩る色彩景観
- 工業地
周辺の植栽と調和した開放的な色彩景観
- 商業地
旭川らしく、上品でにぎわいのある空間を演出する魅力的な色彩景観

計画の手順



メインカラーの選定



サブカラー、アクセントカラーの選定

色彩範囲
サンプルカラーの提示

例) 業務地 メイン [色相]5R~10Y, N [明度]6~8 [彩度]2以下
サブ [色相]5R~10Y, N [明度]4~6 [彩度]2.5以下

カラーガイドは利用して欲しい色
景観計画に「参考とすること」を記載

北彩都あさひかわ（景観計画重点区域）の景観計画

本市の玄関口であるJR旭川駅や商業施設、宿泊施設や医療機関などが集積し、旭川市の「顔」となる地域である「北彩都あさひかわ」を「景観計画重点区域」に指定し、地域の特性に合ったきめ細やかな景観づくりをすすめています。

賑わい景観誘導地区

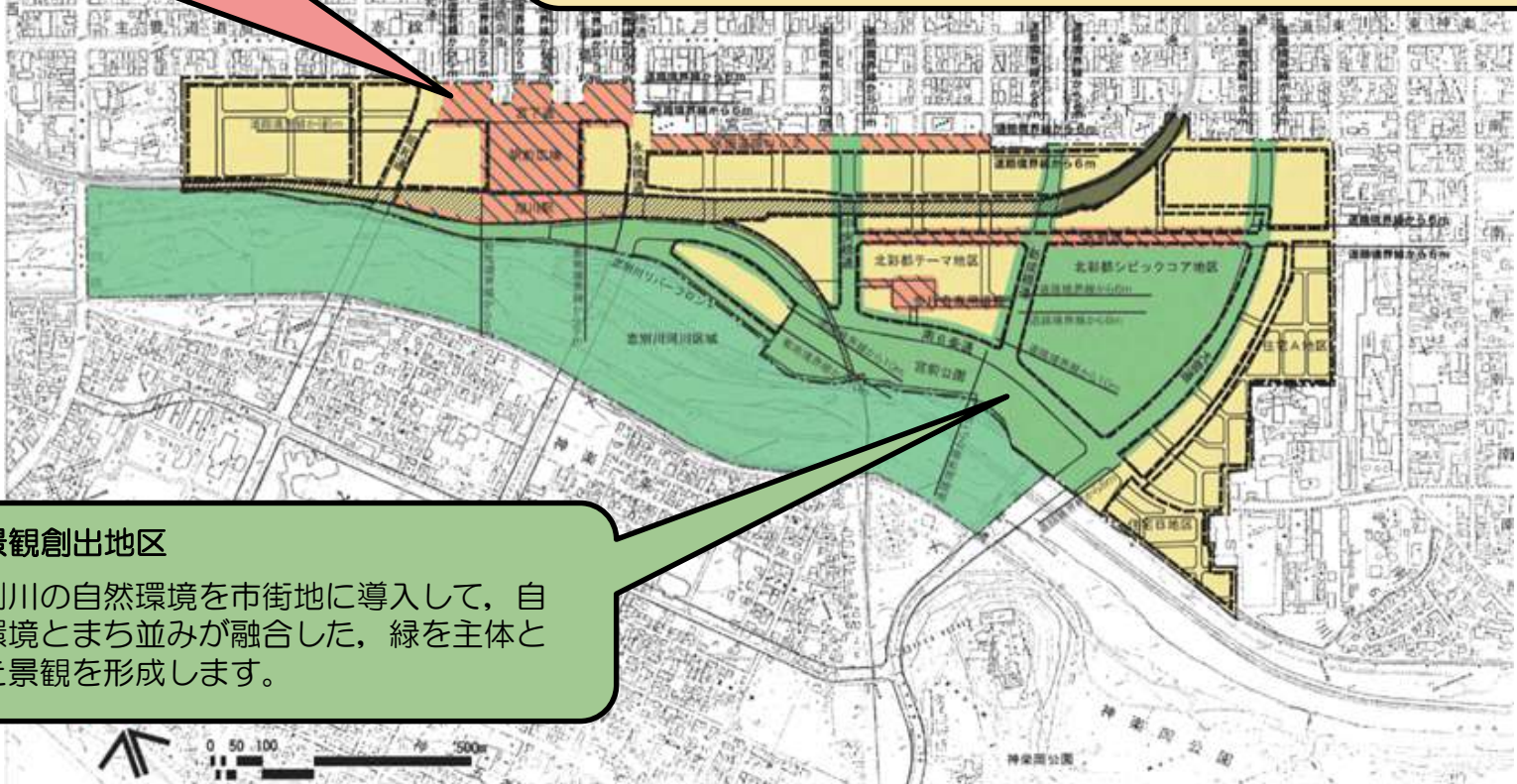
賑わいや回遊性を創出し、都市的な景観を形成します。
（歩いて楽しめる賑わいのあるまち並み）

北彩都あさひかわ地区全体

地区の歴史的・文化的特性を尊重したまち並みを形成します。
地区の地形的・地勢的特徴に配慮して、自然を生かした都心づくりを進めます。
人々の想いや生活に配慮し、人の動きが見える空間を形成します。
新たな魅力を持ったまち並みを形成します。

緑景観創出地区

忠別川の自然環境を市街地に導入して、自然環境とまち並みが融合した、緑を主体とした景観を形成します。



■届出の対象となる行為■

建築物

- ・ 新築, 増築, 改築又は移転
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕, 模様替え, 色彩の変更又はライトアップで, 外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの(ただし, イベント等でのライトアップで3か月を超えないものは除く。)

工作物

- ・ 新設, 増築, 改築又は移転
- ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕, 模様替え, 色彩の変更又はライトアップで, 外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの(ただし, イベント等でのライトアップで3か月を超えないものは除く。)

□届出を要しない行為

- ・ 専ら住宅の用に供する建築物の敷地内で行う建築物の新築等及び工作物の新設等で, 高さ(地上からの高さ。)3m以下, かつ, 外観の面積10㎡以内もの
- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等及び仮設の工作物の建設等
- ・ 道路等から容易に見ることのできない建築物の建築等及び工作物の建設等
- ・ 道路又は鉄道の維持管理のために行う行為
- ・ 電気事業, 電気通信事業等に係る空中線系(支持物も含む。)の建設等
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 旭川市屋外広告物条例(平成11年条例第57号)の規定に適合する屋外広告物の表示, 又は, 屋外広告物を掲出する物件の設置

■行為の制限

□建築物

| 対象 | 制限 |
|-------------|---|
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調色には、高・中明度(概ね4～8程度)、低彩度(概ね3以下)を使用することとする。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。 ・ 高彩度色についてはアクセントとして使用し、建物本体の基調色としては使用しない。 |
| 建築設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の歩道から見えないように配置するか、ルーバー等の設置や建築物本体に取り込む。 |
| 施設駐輪場・施設駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁のない施設駐輪場、施設駐車場は、道路の歩道から見える部分において、ルーバー等の設置や植栽などにより、車や自転車が剥きだしにならないように配慮する。 |
| 屋外階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の歩道から見えない位置に設けるか、骨組みが露出しないようルーバー等を設置する。 |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は、周辺と調和する樹種等で緑化(※)する。 |
| ライトアップ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。 |

・建築物(賑わい景観誘導地区追加事項)

| | |
|---------------|--|
| 建築物の壁面位置及び低層部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の壁面の一部又は全部を地区整備計画における壁面の位置の制限に定める道路境界線までの距離の最低限度に揃えることとし、低層部は明るく開放的な意匠とする。 ・ 日よけ TENT を設ける場合は、素材については布地(耐候性・つや消し)とし、色彩はダークグリーン(概ね2.5G3/4) とする。 |
| 建築物の外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし、レンガの色彩は既存レンガ造建物と同じ赤系とする。(宮下通10・14丁目間1号線、宮前通の沿道のみ) |

○地区計画により、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、塀・さくの構造を制限

○屋外広告物条例により、広告景観整備地区に指定し、屋外広告物の種類、表示面積、敷地内での個数、色彩等について基準を策定

景観計画

□工作物

| 対象 | 制限 |
|--------|---|
| 色彩 | 工作物の色彩は、法令等で定められたもの以外は、基調色の彩度を抑えることとする。 |
| 緑化 | 工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。 |
| ライトアップ | 歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。 |

※景観計画重点区域(北彩都地区)に係る敷地内緑化取扱指針

景観計画に定めのない緑化率の目標を定めることにより、良好な景観の形成を図る。

●緑化率の目標

| | |
|-------|-----|
| 法定建蔽率 | 緑化率 |
| 60% | 10% |
| 80% | 5% |

「緑化率計算式(1-法定建蔽率)×0.25×100」

●対象敷地面積

300㎡以上

●緑化種類ごとの緑化換算面積

- ・沿道部分(壁面後退線+5mの範囲)とその他部分に区分け
- ・それぞれ緑化の種類(高木, 低木, 生垣, 地被類, 芝など)により換算値を設定

例えば、高木 1本あたり、沿道部分 30㎡、その他部分 10㎡
低木 1本あたり、沿道部分 3㎡、その他部分 1㎡
芝 1㎡あたり、沿道部分 1.5㎡、その他部分 0.5㎡

※緑化計画書の提出により緑化率を確認

北彩都あさひかわ街並み形成懇談会

平成16年度～

円滑な土地利用転換と新たな都心地区の良好な街並み景観の形成を図るため、地権者、建物建設主体及び関係者において街並み形成に係わる意思統一を図り、良好な景観形成の誘導を推進する。

※任意の懇談会(拘束力は無い)

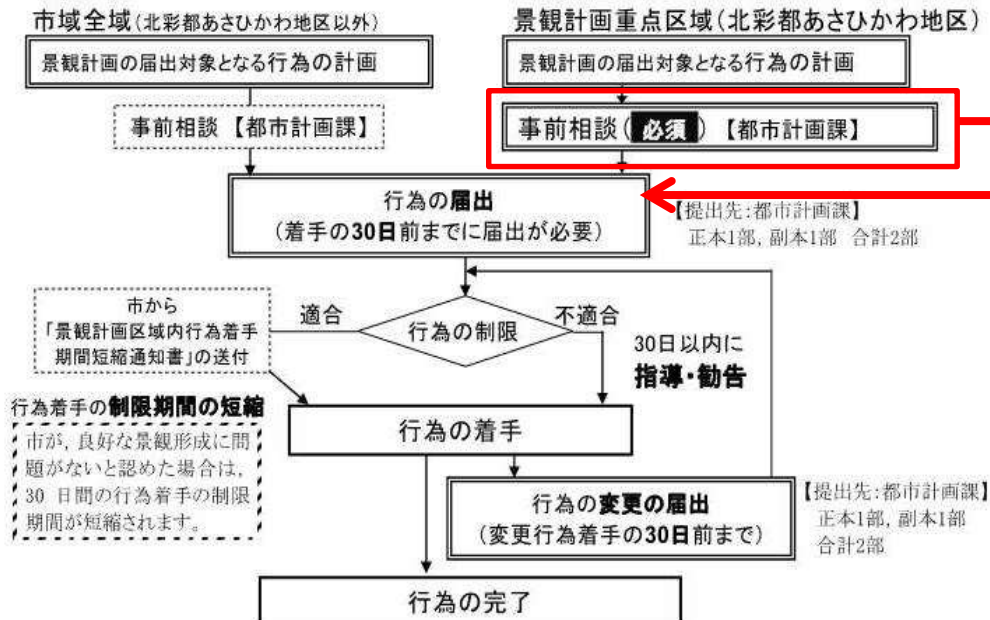
○土地利用部会

地区計画の方針に基づいた土地利用計画に係る、土地の処分先や計画内容、建物建設時期等について

○建物設計部会

- ・建物計画 景観計画の「良好な景観の形成に関する方針」
- ・敷地計画 車の進入位置、駐車場の位置や敷地内通路等
- ・外部空間 外構、外部空間計画
- ・屋外広告物 固定広告物、簡易広告物の掲出

■景観計画の届出フロー

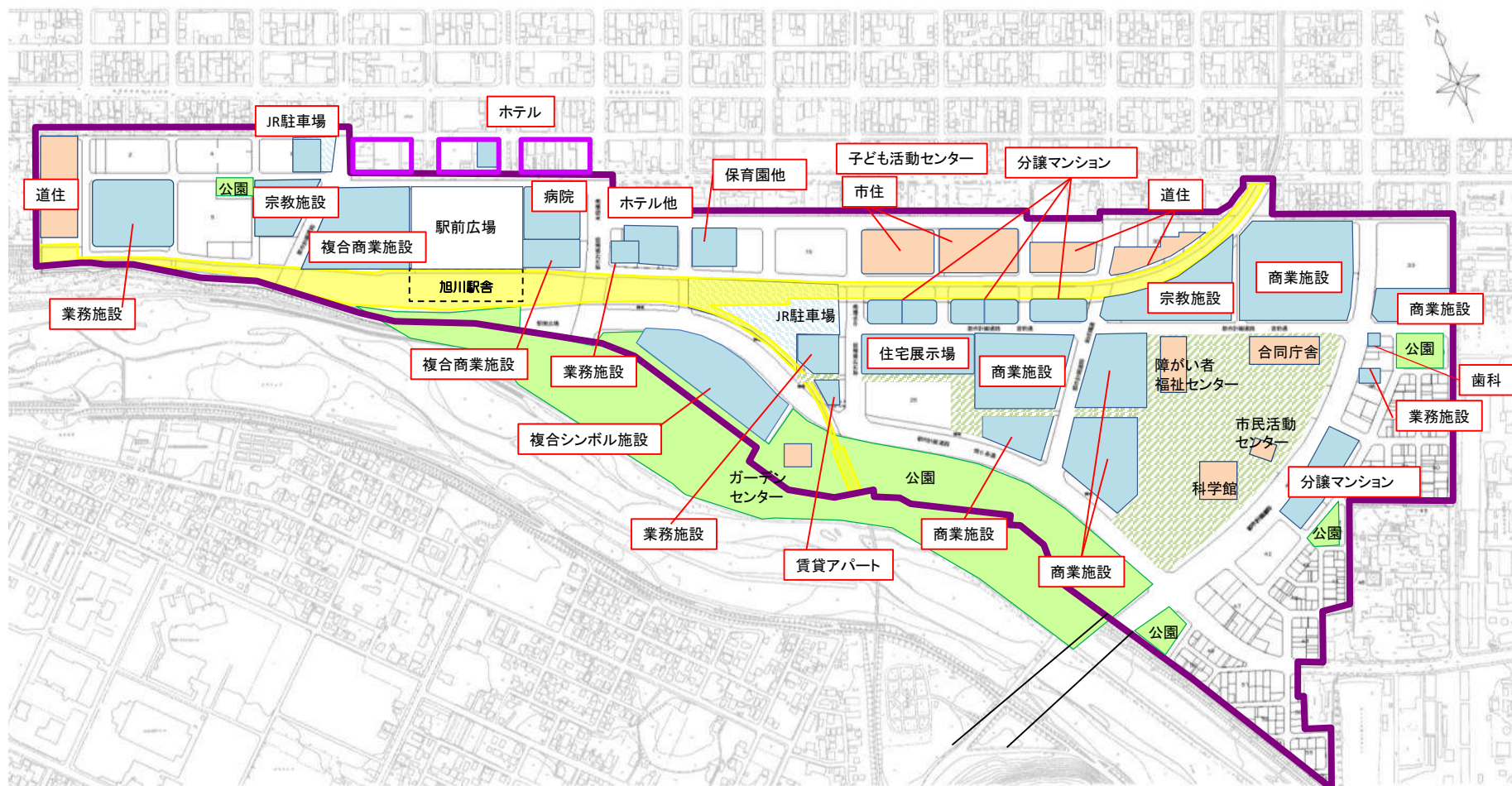


- ・懇談会開催の有無の判断
- ・懇談会の開催

- ### ○参加者
- ・学識経験者
 - ・行政担当者(地域振興課長, 都市計画課長, 建築指導課長)
 - ・市長が認めた者(事業者など)

○行為着手の制限の例外となる工事……根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケージン工事その他基礎工事 (景観法施行令第12条)

北彩都あさひかわ 街並み形成懇談会開催 箇所



懇談会開催箇所

令和元年9月

※一街区に複数の建築物がある場合がある。

※市営住宅、道営住宅以外の公共施設については、別途景観の検討を行っている

景観アドバイザーの派遣

景観アドバイザー制度は、旭川らしい魅力ある景観づくりを進めるために町内会、市民グループ、各種団体または個人などの相談に専門家が応じ、アドバイスを行う制度。

現在まで、新築や改修が行われる公共施設へのアドバイスが主な派遣先となっている。特に外観の色彩については、建築部において「公共施設色彩計画等検討委員会」を開催することとしており、この委員会への派遣が多い。

○景観アドバイザー

| | |
|----------------|----------------------|
| 造形・ストリートファニチャー | 伊藤 友一（有限会社デザインピークス） |
| 造形・ストリートファニチャー | 藤井 忠行（造形作家） |
| 建築 | 大矢 二郎（東海大学名誉教授） |
| 建築 | 藤本 壮介（建築家） |
| 緑 | 山本 裕美（北海道フラワーマスター） |
| あかり・道路・橋 | 北島 宏（東海大学名誉教授） |
| 色彩・屋外広告物 | 八重樫 良二（北海道教育大学旭川校教授） |

○景観アドバイザー派遣例

アドバイスは、机上で資料を基に行うほか、大規模な施設については、サンプルを作成し、現地で実際の見え方も確認している。

中央中学校の事例



アーバンスクエア八条さくや町 景観協定（平成20年10月10日 認可）

- 北海道開発局 跡地の宅地開発に伴い、協定を締結
- 開発事業者(ハウスメーカー)による一人協定



開発前



右側が協定区域



旧旭川開発建設部



旧旭川気象台 H16.5撮影

八条「さくや」町の由来

気象台に桜の標準木があった
「農耕」、「桜」の神(コノハナノサクヤヒメ)から

主な基準

○建築物

- ・外壁の基調色は「白」「グレー」「茶」「ベージュ」 マンセル値彩度6以下
- ・屋根の色は「こげ茶」「黒」「グレー」「シルバー」等（マンセル値で色相がORから10Yまで、かつ、彩度が4以下、又は無彩色）
- ・車庫は2面以上壁面があるものは禁止

※建物の用途や壁面の位置の制限，屋根の形状の基準あり

○工作物

- ・パブリックエリア（道路境界線から0.5m）に塀，柵など工作物は設置しない
- ・プライベートエリア（パブリックエリア以外）では，3mを超える塀，柵は設置しない

※塀，門柱等の意匠について

○緑化

- ・パブリックエリアの出入り口は自然石等を敷き，出入り口以外は低木等で植栽する
- ・プライベートエリアには，シンボルツリーを1本植栽
- ・隅切りに面する部分にはコーナーツリーを植栽

○屋外広告物

- ・パブリックエリアに屋外広告物は禁止
- ・案内を目的とした屋外広告物は禁止

H21. 9撮影



H29. 5撮影



R元. 6撮影



○旭川市景観賞

平成 2年度 旭川市の開基100年を記念し「旭川市都市景観賞」創設
平成16年度 旭川市景観条例の施行に合わせて「旭川市景観賞」に改称

第6回 旭川市景観賞（H26実施）

景観賞 景観づくりに著しく寄与したと認められるもの

旭川駅



旧岡田邸



旭川市市民活動交流センター
CoCoDe



景観奨励賞 景観づくりへの努力が認められるもの

5・7小路ふらりーと



六花亭旭川豊岡店



7条緑道



旭川八景

旭川八景は、旭川の景観に対する市民の認識を高めるとともに、誇りと愛着をもてる旭川らしい景観をこれからも守り育てていくために、市民投票をもとに平成9年に選定されました。旭川を代表する景観として、市民や観光客の方々に親しまれています。

旭川八景マップ



○景観バスツアー

旭川八景や景観賞受賞地などを巡るバスツアー

春期と秋期に実施

令和元年度は、6月19日（水）、21日（金）、25日（火）

10月 2日（水）、 4日（金）、 8日（火）実施

※各日定員18名としているが、毎回2倍を超える応募がある（参加者は抽選により決定）



※この他、親子を対象としたバスツアーも実施



○パネル展

6月10日の「景観の日」と10月4日の「都市景観の日」に合わせて、春と秋の2回パネル展を実施。

